

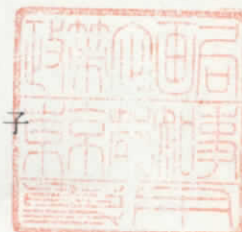


29政総秘第247号
平成29年7月20日

非開示決定通知書

三宅 勝久 様

東京都知事
小池百合子



平成29年7月6日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	2 知事特別秘書の勤務状況がわかる文書（出勤先および出勤日、勤務時間がわかるもの、および勤怠管理の有無がわかるものを含む） 3 知事特別秘書の勤務予定がわかる文書 ただし、2017年6月分
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	実施機関では請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	該当なし
4 事務担当課	政策企画局 総務部 秘書課 電話 03-5388-2063 内線 20-121
5 備考	

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）